主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人等は、「原判決を取消す。被控訴人の本訴請求を棄却する。昭和二十二年十月三十日本件当事者間において、原判決添付目録記載の物件についてなされた売買契約が無効であることを確認する。被控訴人は控訴人に対し原判決添付第一、第三目録記載の物件を明渡し且つ昭和二十二年十一月一日以降昭和二十六年十二月三十一日迄は一ケ月につき金一万円、昭和二十七年一月一日以降右明渡迄一ケ月につき金二万円の各割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出、援用、認否は、

控訴代理人等において、「残代金の分割払が毎年六月末日迄の約定であつたことは否認する。それは毎年十二月末日払の約定であつた。残代金とは別個に控訴人張の地料相当の損害金は昭和二十五年十二月分迄支払を受ける約定であつた。したがつて、所有権移転登記手続は残代金の外に右損害金の完済と引換にする約定であった。被控訴人から控訴人に、昭和二十五年六月三十日金三千円を提供した事実、したがつて、その受領を控訴人が拒絶した事実はない。本件土蔵(第三目録記載物件)の登記簿上の名義がAとなつていること、右Aは控訴人Bの誤記であることである。」と述べ、被控訴代理人において、「仮に本件売買契約をなすについての法律行為の要素に錯誤があったとしても控訴人に重大な過失があったのでその効を主張し得ない。被控訴人が昭和二十二年十月以降店舗(第一目録記載物件)及び土蔵を占有使用している事実を認める。

外は、原判決事実摘示のとおりであるからここにこれを引用する。

里由

表意とてなかつたのである。(二)一般に、土地とそ〈/要旨〉の地上の家屋とが同一所有者に属する場合においては、土地と共に家屋を買受けるのが常態であり、若し家屋のみを買受ける場合には、解家若くは移築の場合を除いて、その土地を使用 することのできるように売主との間に、その土地についての地上権若くは賃借権等 の設定について何等かの協定が存在するのが当然であり、そのことなくして、漫然 として家屋のみを買受ければ、後日において、土地の所有者との間に紛争を生ずる ことの危険は避けられないところであるから、特別の事情のない限り、土地使用に 関する協定の見通しのできた上でなければ家屋の売買を決するものではないという べきところ、本件売買契約に際して特に本件土地についてはこれを売買の目的物か ら除外することの意思表示がなかつたはかりでなく、土地使用に関する何等の協定 もが存在しなかつたのである(後記措信しない証拠を除いて)。(三)若し、土地 の占有使用の権限を得ることなくして地上の家屋のみを買受けんとする者は、 家屋の解家若くは移築の場合を予期した極めて低額な価格でなければ買受けに応じ ないのが通常であるというべきところ、本件売買の価格は当時の時価からすれば、 本件係争の土地、土蔵を含めた係争物件全部の価格としてのみ相当であり、本件住家のみの価格だとすれば著しく高価なものであり、しかも、新円の窮屈な当時の金 融事情から、そのような高価な値段で本件住家のみを買受けるというが如きは極め て異例なものといわねばならない。(或は控訴人は代金のうち二十万円は即金だ 残代金三十万円は三年間の分割払であるから、その点を斟酌すれば本件住家だ けだとしてもそれ程の高価なものでないというかもしれないが、本件契約では昭和 三年一月から同年四月迄は毎月二千五百円宛、昭和二十三年五月以降は毎月三 千円宛を残代金の金利引当として支払うことを約しているのであつて、右金利は残代金に対し当初は年約一割、残代金が支払われるにつれて、二割若くは三割に該当 するのであるから、分割弁済による期限の利益は右金利の負担によつて差引かれ、 年賦払であることが特に価格に影響を及ぼすべきものではない。なお、控訴人は右 千五百円乃至三千円の月払金は地代相当の損害金として支払う約だというけれど も、そうでないこと後記説示のとおりである。もつとも、本件売買契約後残代金完 了迄の間において、経済界におけるインフレが昂進して貨幣価値が低下し、反対に 土地建物等の物価が著しく昂騰したがため、控訴人が即金で支払を受ければ格別三 年年賦の残代金支払では到底割に合つたものといえない結果に立ち至つたことは、 控訴人に気の毒ではあるけれども、かかる戦後の経済界における激変を予想して本 件売買代金を定めたものではないから、後日に突発した事情を斟酌して当初の売買 価格の適否を判定することのできないこと言を俟たない。)(四)したがつて、以 上(一)乃至(三)の各点の外に前記の各証拠により窺い得られる契約当時の諸般 の状況によるなれば、他に反対の証拠のない限り、被控訴人が本件係争物件につき 「土地、土蔵、住家」をと個別を明示してその一括取引であることをいわなくとも、「あの店舗」をというだけで、本件土地土蔵をも含めた本件係争物件全部を被控訴人が買受けたい趣旨でそのようにいうていることは控訴人においても直ちに了 解し得られる状況にあつたものであり、控訴人は被控訴人のいう店舗とは本件係争 物件全部を指示していることを承知して承諾の意思表示をしたものであると解する のが相当である。後記措信し難い証拠を除いては右認定を覆えすに足る証拠はな い。したがつて、本件売買契約において双方の意思表示に何等不合致の点はなく 又意思と表示とも不一致はないのであるから、要素の錯誤の問題を生ずる余地はない。控訴人は本件売買契約に際し特に土地及び土蔵を除いた旨を明かにしているとか前記二千五百円乃至三千円の月払金は地代に相当するとかいうているけれども、 右主張にそい、若くはそうかのような原審並びに当審証人M、O、当審証人Nの各 証言、当審における控訴本人Bの尋問(第一、二回)の結果、及び甲第六号証(乙 第四号証と同一文書で証人Mに対する尋問調書)、乙第五号証(Nの証人調書)、 ス第七号証(〇の証人調書)、乙第八号証(B本人尋問調書)の記載内容は、前記各証拠に対照して措信し難いところであるのみならず、控訴人並びに控訴人の代理人として主として本件売買の交渉にあたつた控訴人の父〇は何れも医師として長崎県において知名の士であるばかりでなく、控訴人の父は他にも多数の不動産を所有し、不動産売買賃貸等の経験を有すること、前記証拠により認め得られるのであると、 から、かかる控訴人が本件売買において土地及び土蔵を除外していたものとするな らば、土地について地代賃料等を協定しないで三年の永い間その侭放任したり、売 りもしない土蔵を被控訴人に使用させた侭にして置いたり、前記証拠により認めら れるとおり売らない土地の地租を被控訴人に支払わせるというが如きことは、他に 特段の事情のみられない限り到底理解し得られないところであつて、控訴人の主張

は到底採用し難い。

しからば、前記措信し難い証拠を除いては、右認定を覆えし控訴人の主張を認めるに足る証拠はないので、被控訴人の本訴請求を正当として、認容すべく、控訴人の反訴請求の失当であること本訴の判断により自ら明かなところであつて、結局被控訴人の本訴請求を認容し、控訴人の反訴請求を棄却した原判決は正当で本件控訴は理由がない。

よつて、民事訴訟法第三百八十四条、第八十九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 桑原国朝 裁判官 二階信一 裁判官 秦亘)